

「生活介護事業所 のはら サービス」利用契約書

_____（以下「利用者」という。）とのはら（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者の提供するサービス（生活介護事業）を受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

【第1条】（目的）

本契約は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者が個別支援計画に基づき、利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

【第2条】（期間）

本契約の契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。但し、利用者と事業所、双方に異存がなければ契約は自動更新されます。

【第3条】（個別支援計画）

事業者は、常に利用者の課題と意向を把握し、個別支援会議を開いて利用者の個別支援計画を作成します。この個別支援計画については、事業者が利用者のニーズを把握したうえで作成することとし、利用者はいつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

【第4条】（サービス内容）

事業者は、前条に定める個別支援計画及び別紙「サービス利用契約重要事項説明書」に基づいて、利用者に次の内容のサービスを提供します。

- ①相談及び助言等
- ②心身の状況に応じた適切な介護・支援
- ③生産活動の機会の提供
- ④健康管理
- ⑤食事の提供
- ⑥余暇活動
- ⑦創作活動

【第5条】（利用料）

利用者は、前条に定めるサービスに対して、介護給付費等及び重要事項説明書に定める所定の利用者負担額（サービス利用説明書に記載）を事業者に支払います。ただし、介護給付費等については、事業者が市町村から代理して受領しますから、利用者が直接支払う必要はありません。

2 利用者は、事業者が計算して請求した前項の利用者負担額について、当月分を指定された日までに支払います。

【第6条】

国の定める費用に変更があった場合、事業所は当該利用者負担額を変更することができるものとします。

2 事業所は、法に基づく介護給付費対象外サービスに要する費用を物価変動その他の理由により相当な額に改定することができるものとします。なお、改定した場合は、重要事項説明書にその旨を記載するものとします。

【第7条】（生産活動と工賃の支払）

事業者は、第3条に規定する個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対して適切な訓練・支援等の機会を提供します。

2 事業者は、事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を利用者に支払います。

【第8条】（事業者の基本的義務）

事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、生活介護サービスを提供します。

【第9条】（事業者の具体的義務）

（安全配慮義務）事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2 （説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明致します。

3 （守秘義務）事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービス提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

4 （身体拘束の禁止）事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

5 (記録整備保存義務) 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。利用者は、事業者の窓口業務時間内(午前8時30分～午後5時)に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることもできます。

【第10条】(事故と損害賠償)

事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

【第11条】(契約の終了事由)

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- (3) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (4) 事業所が事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (5) 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合

【第12条】(利用者からの中途解約等)

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

【第13条】(利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める施設支援サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第9条第1項から第5項に定める義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の生命・身

体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

【第 14 条】（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (2) 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

【第 15 条】（苦情解決）

利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された福島県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

【第 16 条】（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

【利用者】

利用者住所：_____

氏 名 _____ 印

【利用者の代理人等（家族・成年後見人等）】

住 所：_____

氏 名 _____ 印

【事業者】

住 所：福島県いわき市四倉町大森字民野町 45 番地

事業者：生活介護事業所 の は ら _____

管 理 者 鈴木 繁生 印